

公益財団法人宇治市公園公社

令和3年度事業計画書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

I. 基本方針

公益財団法人宇治市公園公社は、都市環境の改善と市民福祉の増進に寄与することを目的として設置された公益財団法人であります。

その目的を達成するため、宇治市における都市緑化推進事業及び公園緑地事業の発展振興を図り、市街地の緑化及び緑地保全を促進するとともに、都市公園等の円滑な管理運営及び施設の健全な利用を通してスポーツ・レクリエーションの振興に努めてきたところです。

また、市民と協働して都市緑化事業に取組み、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、スポーツ・レクリエーションの振興による健康づくりを推進するなど、公益事業の積極的な推進、発展的な展開を図ってまいりました。

こうした中、指定管理者制度の導入により、平成18年度から平成28年度までの11年間指定管理者として指定を受け、新たに平成29年度から令和3年度の5カ年間においても、より一層の経営改善に間断なく取り組むこと等を条件に植物公園及び有料公園施設について、宇治市及び宇治市教育委員会から、非公募により指定管理者の指定を受けております。

ついては、指定管理者として、指定管理者制度の趣旨に沿った効率的な運営を行うため、寄附金の税控除や税負担の優遇措置など公益法人によるメリットを活用し、健全で安定した透明性の高い財政経営のもとで、引続き市民サービスの向上に努め、公益事業及び収益事業の充実を図り、市民満足度を高めるとともに、今までに増して事業の見直しや経費削減を図るなど民間の経営視点に立った、より効率的な管理運営に努めるものといたしております。

一方、現在の指定管理期間満了の令和3年度には、宇治市において、次期指定管理者は、公募による選定及び利用料金制を導入するとされています。従いまして、令和3年度は、当公社にとっては初めとなります次期指定管理者の公募による選定での指定に向けて、平成29年度からの4年間の実績をしっかりとまとめ上げ、評価・検証していかなければなりません。その上で、当公社が長年に渡り培ってきた公益事業を更に充実発展するため、市民参画協働、産学官連携、市民団体・地域との連携をより一層推進するための施設運営を現指定管理期間の集大成として実施すると共に、次期指定管理を見据えた事業展開に繋がる事業計画として参ります。

II. 事業計画

1. 公益目的事業

(1) 植物公園運営事業

宇治市植物公園は、都市緑化の拠点として、市街地緑化や緑地保全の推進及び市民の緑化意識の向上に資するために整備された都市公園施設であります。

併せて、みどりの憩いの場として、また、環境保全、防災、景観、レクリエーション等の機能も有する施設でもあります。

今年度は、基本方針に掲げた市民参画協働、産学官連携、市民団体・地域との連携をより一層推進することを念頭に、昨年度に新たに取組んだタペストリーの絵柄の復活、植物公園サポーター制度を充実発展すると共に、市民団体や市内の高等学校、大学校との新たな連携事業を積極的に進め、昨年の入園者数10万人を超えることを目標にスタートしました。しかしながら、コロナウイルスの感染拡大により、4月13日から約1カ月半の間休園となりましたが、再開後は、イベントや展示会、講習会の中止、規模の縮小及びソーシャルディスタンスの確保など、入園者の安全を第一にコロナ対策を行いながら開園を行ってきています。そうした中においても植物公園ボランティアの活動開始やタペストリーの夏の絵柄の更新、宇治市生け花協会や立命館宇治高等学校との新たな連携事業、イベント等で使えなかった余剰苗の販売などを行い、7月以降は昨年を上回る入園者数となっています。

令和3年度は、まだまだコロナウイルスの終息が見通せない状況において、来園者の安全を第一に対策を継続する中で、ウイズコロナ、ポストコロナ社会も意識しながら、冒頭の3つの方針の充実に向けた取組みを拡充すると共に「宇治市植物公園あり方検討委員会」の提言で示されている「具体的な取組みについて」の各項目も参考にし、入園者数10万人超えを目標に利用者満足度向上に向けた多様な取組みを進めて参ります。

一方で、基本方針に掲げた様に令和3年度は、平成29年度からの指定管理期間の最終年度であり、次期指定管理者の募集、選定が行われることから、植物公園の指定管理を継続して請けられるよう、これまでの実績をしっかりと評価、検証し、「宇治市植物公園あり方検討委員会」の提言で示されている入園者数の目標13万人、「具体的な取組みについて」の実現に向けた事業計画書を作成して参ります。

『主な取組み』

① 宇治市植物公園サポーター制度の充実

宇治市植物公園ボランティアの活動の拡充と登録者数の増加を図ると共にボランティア活動の見える化を行って参ります。又、タペストリー絵柄更新の寄付金につきましても市内企業を始め、多くの市民の皆さんにご協力いただける様、取組んで参ります。

② 花と水のタペストリー

年間2回の絵柄更新を継続して参ります。そのため、引き続きタキイ種苗(株)のご協力が得られるよう取組みますと共に寄付金につきましても広く募って参ります。又、来年の干支の絵柄は公募により実施しますと共に花苗の一部は地元農家さんに生産を委託して参ります。

③ 民間企業との連携

タキイ種苗(株)との更なる関係性を構築し、タキイ種苗(株)とのパートナーシップを進め、多様な連携事業を実施できるよう取組んで参ります。又、他の企業との連携についても新たなパートナーの掘り起こしに努めて参ります。

④ SNSの活用

SNSの更なる活用を図り、入園者の年齢構成で最も少ない若い層にターゲットを当てた講習会を検討しますと共に、SNSを活用し植物公園の見どころを発信していただける応援大使の制度を構築して参ります。又、園内のWiFi環境の拡大を行って参ります。

⑤ 観光ツアーの誘致

宇治市観光協会と連携を図り、レストラン蝶々での昼食と植物公園の観光をセットの観光ツアーの誘致に取り組んで参ります。又、お茶の京都DMOや宇治市観光ボランティアガイドクラブ等との連携事業にも取り組んで参ります。

⑥ 福祉事業との連携

これまでから、障害者施設等の物品販売や福祉施設の園内見学等で多くのご利用をいただいておりますが、さらに市の福祉部局との連携により、福祉団体のイベントの誘致や園芸療法など植物公園の特色を生かしたイベント等を開催するなど、更なる利用拡大を図って参ります。

⑦ 小中学校の利用拡大

これまでから、宇治市立小中学校の遠足や校外学習、出前講座などの利用はあるもののまだまだその数は少ないことから、宇治市教育委員会との連携による小中学校の活用枠の拡大等により、利用校数の増加を図って参ります。

⑧ 園内案内の拡大

園内案内の機会を増やすことにより、植物公園の良さを更に知っていただく共に植物公園を身近に感じていただける様、「園長と散歩」を定期的を実施するなど、園内案内の充実を図って参ります。

⑨ 園内施設の充実

当園の魅力向上を図るため、引き続きリラクゼーションスペースの整備、子供広場の改修を行うと共に、花壇の再整備、修景池等の整備にも取組んで参ります。

⑩ 集客イベントの誘致

当園を会場にして民間団体等が実施される集客力のあるイベントなどを積極的に誘致して参ります。

ジャパンコーヒーフェスティバル、音楽フェスティバル、市民マルシェ等

⑪ 各種学校との連携強化

これまでから、連携を行っている立命館宇治中・高校、木津高校、田辺高校、京都芸術高校との連携を更に深め、特に立命館宇治中・高校とは、今年度を実施された植物公園魅力向上提案授業の継続やボランティア活動、クラブ活動発表会の場の提供など多様な取組みを進めて参ります。又、新たな高校、大学との連携にも取組み、若い世代の入園者の増加にも繋げて参ります。

⑫ 既存イベント等の見直し

これまでのイベント、展示会、講習会につきましては、人気のあるイベント等の更なる充実を図ると共に、マンネリ状態になっているものはスクラップ&ビルドにより、見直しを行って参ります。

＜令和3年度 宇治市植物公園イベント・展示会・講習会開催予定表＞

(2) 緑化推進事業

全ての人々が豊かな生活を営む上で必要不可欠な緑、全ての人々が生命を育み繋ぎその恩恵を享受する緑、宇治市においてその緑化推進の役割を果たすために、多様な取組みを行います。

宇治市公園公社では「公益財団法人宇治市公園公社都市緑化基金」を設け、市民等からの協力を得て基金の造成を図り、この基金の運用益は、市街地の緑化の普及・啓発活動を行うとともに、緑化助成事業、記念植樹事業、プランター貸出事業を始め、緑の人材育成を目的とした「宇治みどりの学校」の運営、公有地や民有地緑化の技術支援など、様々な事業を実施し、緑の街づくりのための財源として活用しています。

又、公益法人化の導入メリットである寄附税制を積極的に活用して市民や企業・団体の協賛を求め、本法人と市民・企業が協働して、都市緑化を推進する環境整備を行います。

① 都市緑化基金の造成、管理及び運用

都市緑化基金の利息（果実）を活用し、各種の都市緑化基金事業に取り組みますと共に他都市の事例を参考に更なる事業の拡充に努めて参ります。公益法人にかかる税法上の特典を活用し、基金に対する寄附を得られる基盤づくりを行いますと共に基金の管理運用については、資金運用管理規程に基づき、公共債の買い替えなど効果的な運用を行い、少しでも多くの基金の利息を確保して参ります。又、管理施設に設置されている飲料自動販売機の見直しにより増額となった販売手数料の一部を緑化事業に活用して参ります。

② 都市緑化基金事業

都市緑化基金から生じる果実を活用し、民有地の緑化と花と緑のある街づくりを推進し、社会的課題である地球温暖化、防災の観点も視野に入れた緑豊か

で潤いと安らぎのある街づくりに寄与します。

また、都市緑化基金事業の充実により、緑化の意義を深めてもらい、緑化基金となる寄附活動の促進を図ります。

さらに、より多くの市民に事業の趣旨と助成内容等を周知するため、公社ホームページに各種事業の制度やその申請書等を掲載するとともに、公共施設等に周知のためのチラシを配架するなどして利用促進を図ります。また、先進地の事例を参考にするとともに、新たな緑化事業の拡大にも取り組んで参ります。

○ 花と緑の街並み、緑文化の推進

市民の緑化活動を支援するため、次の事業を行います。

➤ 緑化助成事業

生垣緑化・庭先緑化・駐車場緑化・壁面緑化に対する助成制度を継続すると共に新たな助成項目を検討します。

➤ プランター貸出事業

既活用団体の継続支援並びに地域団体への当事業の拡大に努めます。

➤ 記念植樹事業

広報の拡大や樹種の見直しなど、より多くの方に利用していただける様、取り組んで参ります。

➤ 「みどりの学校」の実施

市街地の緑の役割や緑文化についての学びを通して、地域の緑について考え実践する人材育成を行い、緑のまちづくりにつなげていくことを目的に平成26年度に創設した「宇治 みどりの学校」を継続します。

令和3年度は、これまでにみどりの学校参加者のアンケートを参考にし、緑に関わる各種講座、体験学習等を検討し実施して参ります。又、こども向けの講座や緑に関する意見交換会も開催に向け、検討して参ります。

③ 緑化の普及、啓発事業等

市民一人ひとりの緑化意識の高揚を図り、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現をめざして、宇治市とともに取り組みます。

宇治市緑化ボランティア「みどりの会」の植物公園内活動を始め、黄檗公園、西宇治公園内の活動に対して、技術支援並びに活動支援を行います。

宇治市との連携により、市内で活動されている緑化ボランティアの活動を支援すると共に、ボランティア活動の市民への紹介を行って参ります。

* 宇治市、京都府公園公社と連携し「緑のウォークラリー」を実施します。

* 10月1日から10月31日の都市緑化月間に合わせて、宇治市との共催により、市内で活動されている緑化ボランティア活動内容を広く市民に紹介する機会を設けます。

* 地域団体・市民の緑化活動に対して技術相談や講師派遣等アウトリーチ活

動を行い、緑化活動を支援します。

* 緑化啓発として、グリーンカーテンや壁面緑化、生垣、駐車場緑化、ガーデニングなどの見本展示を行います。

* 市との共催で「緑のカーテン・緑の棚コンテスト」を実施します。

○ 緑の相談所事業

* より開かれた相談所とするため、相談員の経歴、専門分野の紹介及び相談員を講師とする講習会等の開催を積極的に行います。

* 「緑の相談所だより」を年4回発行します。

* 緑の相談の充実を図るため、相談員の研修参加、相談所のデータ整理、相談者への説明方法の工夫、植物公園のホームページによる情報発信などを行います。

(3) 運動公園・体育館公益運営事業

<黄檗公園、東山公園、西宇治公園及び巨椋ふれあい運動ひろば>

市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、もってスポーツの需要及び健康の維持増進に資する等、市民福祉の向上を目的に設置した黄檗公園・東山公園・西宇治公園及び巨椋ふれあい運動ひろばの管理・運営を行います。

令和3年度は、今年度に引き続きコロナ禍における利用者の安全対策を最優先に市民の健康の維持増進、スポーツの普及拡大に資する各種取組みを行って参ります。

一方で、基本方針に掲げた様に令和3年度は、平成29年度からの指定管理期間の最終年度であり、次期指定管理者の募集、選定が行われることから、黄檗公園等の指定管理を継続して請けられるよう、これまでの実績をしっかりと評価、検証し、当社の強みである公益性の高い取組みとして、市民参画協働、市民団体・地域との連携に主眼を置いた事業にも積極的に取り組んで参ります。

① 東西2施設の立地条件が異なるものの、管理面にあっては共通化を図ります。

施設運営においては、体育施設運営士、体育施設管理士（公益財団法人日本スポーツ施設協会）、プール衛生管理者（公益社団法人日本プールアメニティ協会）、スポーツプログラマー（公益財団法人日本スポーツ協会）等有資格者を配置し、スポーツ施設としての専門的知識を持った職員による安全で快適な管理運営に努めます。

② 施設使用の効率的で円滑な運営に努める一方、公の施設として公的行事の場の確保を図るため、施設使用状況の透明度を高め、より多くの市民が公平に使用出来るよう、月次・随時できめ細かな使用調整を行います。

③ 市、市教育委員会の事業や関係団体の公的競技大会等の施設使用を優先して確保するため、各種競技団体の参加による「運動公園施設使用年間調整会議」を開催し、公平で円滑な施設使用に努めます。

④ トレーニング室では、エアロバイクやランニングマシンなどの運動機器を配

- 置き、インストラクターの指導による定期使用会員と臨時使用者を対象に個人の体力や健康目標に合わせたプログラムにより、パーソナル健康づくりを行います。
- ⑤ 体育館での各種大会等をインターネットホームページに掲載し、身近なスポーツ情報の発信を行い、市民のスポーツ愛好者の裾野の拡充を図ります。
 - ⑥ 地元地域と連携を図り、地元行事の開催場所の提供や地元団体との連携事業の開催及び地元市民対象の健康講座、文化教室の開催にも取り組んで参ります。
 - ⑦ 各種スポーツ団体と連携を図り、スポーツ教室、各種競技会等の共催、開催支援に取り組んで参ります。
 - ⑧ 公園管理ボランティア活動の支援、拡充を行って参ります。

2. 収益事業

(1) 飲食・物品販売事業

- ① 植物公園等のイベント開催時に物品販売等を希望する業者を広く募り、来園者へのサービスの提供と共に売上に応じた手数料を徴収することにより、収益の向上を図ります。
又、各種展示会で出展団体が販売する品物についても引き続き、売上に応じた手数料を徴収して参ります。
- ② 植物公園内では、来園者へのサービスとして、アイスクリーム、自家製のハーブティー、オリジナルグッズを直販売しますと共に、今年度から始めた余剰苗の販売についても継続、拡充して参ります。
又、講習会の参加費についても、一定の収益が得られるよう見直して参ります。
- ③ 体育館では施設使用に必要とされるラインテープ等を販売すると共に、各種大会等において関連物品の販売にも取り組んで参ります。
- ④ 飲料自動販売機については、今年度に全ての自動販売機について見直しコンペを実施し、利用者サービスの向上と手数料収入の増加、使用電力量の軽減を図っており、引き続き、手数料収入の安定確保を継続して参ります。

(2) 運動公園・体育館一般運営事業

- ① 体育施設の運営管理や施設運営に必要とする適切な見識と知識・技能を修得した「体育施設運営士」、「体育施設管理士」や「スポーツプログラマー」を黄檗公園、西宇治公園に配置し、スポーツ施設のマネジメント理論を引き続き導入します。
- ② より多くの施設使用がなされるよう有料公園施設の使用調整を行い、施設稼働率の向上に努めます。
- ③ 「プール衛生管理者」を黄檗公園、西宇治公園に配置し、プール利用者の安全の確保と衛生環境の向上を図ります。また、近年の利用者数の減少に伴い、利用者数の増加に向け取り組んで参ります。

夏季のプール開設にあたっては、厚生労働省健康局長通知「遊泳用プールの衛生基準」、文部科学省・国土交通省「プールの安全標準指針」に則り実施します。

- ④ ホームページで事業案内等の情報を発信し、スポーツの参加意欲の向上を図るとともに、使用者の利便に供します。
- ⑤ 施設の維持管理については、ポンプ類、配管など設備の保守管理に努め、計画的に整備を行います。
- ⑥ 自主事業の健康教室等を推進、拡充するため、運動施設の空き時間、空きスペースを有効活用して多様な各種教室を企画・開催すると共にトレーニング室のインストラクターによるパーソナルトレーニングに取り組むなど、市民のスポーツニーズにきめ細かく応えとともに、収益向上にも努めて参ります。

＜令和3年度 自主事業教室年間日程表＞

3. その他

- ① 職員の能力向上のための研修の実施や自己啓発を推進します。とりわけ、コンプライアンスの強化に努めます。
- ② 公園管理運営士、体育施設管理士等の資格取得に向けて、各種講習会に参加し、知識、技術、能力を持つ人材を育成します。
- ③ 来園者の安全安心を確保するため、接客マニュアル、救急マニュアル、緊急対応マニュアル及び拾得物の取り扱いマニュアルの実践学習と研修を行います。
- ④ 公益財団法人としての責務を履行するため、財務や運営等の経営情報を公開します。
- ⑤ ホームページのセキュリティー対策と周辺整備を行うとともに、各施設とのネットワーク化を図ります。